平成25年労第205号

# 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A市所在のB会社C支社(以下「会社」という。) に入社し、同社のD営業所において郵便荷物の運送業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、4トントラックからロールパレット(業務用かご台車)を荷下ろしする作業中に負傷(腰を痛めた)した(以下「本件災害」という。)として、翌日にE病院に受診した。その後、同月〇日にF整形外科に受診し、当初「腰ヘルニア疑い、腰坐骨神経痛」と診断されていたが、同年〇月〇日のMRI画像検査の結果、「左特発性大腿骨頭壊死」(以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

# 第2 再審査請求の理由

(略)

# 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

#### 第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病を発症したのは業務によるものである旨主張しているので、 以下において検討する。

- (1)請求人に発症した疾病は、G医師の平成○年○月○日付けの聴取書及びM医師の同年○月○日付け意見書によると、MRI画像に基づいた診断であることから、当審査会としても本件疾病である「左特発性大腿骨頭壊死」と判断する。
- (2)請求人は、平成○年○月○日、トラックからロールパレットを荷下ろしする作業中に負傷した旨主張しているが、翌○日に受診したE病院の診療録には、前日の業務上の負傷の訴えはなく、さらに、同月○日再診時の診療録には「○月初めに急に誘因なく左ソケイ部痛出現」と記載されていることが認められる。また、請求人が以前から時々受診していた「F整形外科」における平成○年○月受診時の傷病名には「左股関節炎、左足関節炎」と記載されており、左下肢の痛みなどの症状は、請求人が負傷したと主張している同年○月○日以前から存在していたと推定される。同医院のG医師は、初診日である同年○月○日と同年○月○日の受診時における症状に、特に変化が見られないと述べている。

I 医師は、本件疾病と業務との因果関係について、平成○年○月○日付け意見書において、本件疾病の原因が業務に起因するとは認めがたい旨の所見を述べている。

以上のとおり、本件災害により本件疾病を発症したとする明らかな証拠はな く、請求人の主張は認められない。

(3) 次に、業務によって本件疾病を著しく悪化させたか否かについて検討すると、

H医師は、上記意見書において「平成○年○月○日撮影のレ線では、明らかな骨頭の変形は認めないが、同年○月○日撮影のレ線では左大腿骨頭に圧壊を認める。」と述べていることから、請求人は休業していた期間中に症状が悪化した可能性があること、また、本件疾病を悪化させるような業務上の出来事は認められないこと、さらには、I医師も、上記意見書において「業務による増悪を示す根拠が見当たらない。」との意見を述べていることから、業務によって本件疾病を増悪させたとは認められない。

- (4) なお、請求人は、長年の業務や通勤途上の事故と本件疾病との間に因果関係がある旨主張しているが、請求人が従事していた長年の業務と本件疾病の発症との因果関係については医学的所見からは認めることはできず、また、過去の通勤途上の事故については、労災申請がされていないことから、事故そのものの発生の有無を含め詳細は明らかではなく、請求人の主張は認めることはできない。
- (5)以上のことから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、また、業務によって本件疾病が増悪したとも認められない。
- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処 分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。